

議案第 88 号

瑞穂町図書館設置条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

瑞穂町図書館の施設を一般の使用に供するため、条例の全部を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町図書館設置条例

瑞穂町図書館設置条例（昭和 48 年条例第 17 号）の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 10 条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称は、瑞穂町図書館といい、瑞穂町大字石畑 1962 番地に置く。

(開館時間)

第 3 条 図書館の開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、瑞穂町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と

認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日、火曜日、水曜日、金曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
午前9時から午後6時まで
- (2) 木曜日 午前9時から午後8時まで
(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 月曜日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
- (3) 第3金曜日
(使用許可及び使用料)

第5条 図書館のセミナールーム（以下「セミナールーム」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項に規定する許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、町長は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免し、又は納付すべき期限を別に指定することができる。
- 4 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、セミナールームの管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(使用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、セミナールームの使用を許可しない。

- (1) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

(使用料の返還)

第7条 セミナールームに関する既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 天災地変その他使用者の責めによらない理由により使用できなかったとき。
- (2) 教育委員会が公益上その他やむを得ない理由により使用を取り消し、又は使用を中止させたとき。
- (3) 使用者が使用を開始する日の7日前までに使用の取消しの申出をし、教育委員会がこれを許可したとき。

(使用期間及び時間)

第8条 セミナールームは、同一人が引き続き3日以上使用することができない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるとき又は管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 セミナールームの使用時間は、第3条に規定する開館時間内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、同条の規定にかかわらず、これを延長することができる。

(使用の権利の譲渡禁止)

第9条 使用者は、セミナールームの使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、セミナールームの使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的又は使用の条件に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

- 2 前項に規定する場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、教育委員会は、その賠償の責めを負わない。

(設備変更の禁止等)

第11条 使用者は、セミナールームに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受

けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、セミナールームの使用を終了したときは、直ちに設備を原状に復さなければならない。第10条の規定によりセミナールームの使用の許可を取り消され、又は使用を中止させられたときもまた同様とする。

(損害賠償)

第13条 使用者は、セミナールーム、図書館の附帯設備、資料その他備品を破損し、又は図書館の資料その他備品を紛失したときは、教育委員会が相当と認める額を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

施設名	使用単位	使用料
セミナールーム	1時間	300円